

第29回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年9月28日(月)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地証明願出について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第5号 名取市飯野坂東部土地区画整理事業に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地の賃貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員(15人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 7番 武田 とも子 9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男
 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
推進委員 伊東 繁男、
6. 欠席委員 8番 吉田 芳信
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第29回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第29回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員1名 計15名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 大久保 昭子 委員 6番 高橋 千里 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、大久保 昭子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（大久保昭子委員）

第3班代表委員の大久保昭子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年9月28日提出。

番号1、愛島北目字柚木14番、地目は登記、現況共に畑、登記面積562㎡、転

用目的は分家住宅の建築、申請人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は、分家住宅2階建1棟、建築面積131.66㎡です。

位置図、公図については、議案書の2ページ、担任委員会資料は1ページから2ページです。

公図の名義は申請人と違いますが、相続により現在は申請人の名義になっています。場所は、仙台岩沼線北目より西に入った所です。土砂の流出又は崩壊その他災害を発生させる恐れがないかについては、雨水は西側水路へ排水し南側には側溝を作るということでした。境界杭について住宅メーカーに確認したところ、現在は仮のプラスチック杭ですが、10月中には立会をして杭打ちをしていく予定です。

続きまして、番号2、増田字後島420番2、地目は登記畑、現況通路、登記面積は83㎡、転用目的は自宅への通路、申請人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、自宅への通路として使用です。

位置図、公図については、議案書の3ページ、担任委員会資料は3ページから4ページです。場所は、村区杜せきの下線から南に入った所です。経緯として、市道から自宅を往来するのに、自己所有の農地ということで、転用が必要なのを知らずに畑の真ん中を通路として使うようになってしまいました。今回北側の古い家の件で行政書士依頼することがあり農地であることを指摘され分筆し転用の申請となりました。現在通路以外の農地は畑として手入れされておりました。

議案第1号につきましては、9月23日に担任委員会で現地調査を行い、申請人から実情を聴取いたしました。申請人からは相続した当該地に、申請者の娘夫妻が主体となり老朽化した実家の家族と今後共に生活するため新たな住まいを建築する計画です。分家住宅に供する目的で行う開発行為又は建築確認は現在申請中ではありますが、分家住宅敷地面積が500㎡以下の基準を超えていることについては、宮城県の地方振興事務所にも確認いたしました。分家住宅の要件については都市計画法での要件になっていて、宮城県の建築宅地課での確認になる。面積要件としては原則敷地面積500㎡以内、延べ面積は280㎡以内であること。ただし、やむを得ない合理的な事情が認められる場合はこの限りではないとなっております。今回の案件としては西側の高低差がある部分について敷地面積に含めるかが問題となるが、その判断は宮城県建築宅地課での判断となります。農業委員会としては今回の申請内容が農地法の判断の中で適切かどうかの判断等について意見をお願いすることになります。開発許可と農地転用許については並行して進めることになっていることから、他法令の許可がおりれば許可相当という意見で考えてもらえればとの回答でした。水路境界から

7 mの安息角を取り、水路から離れた場所へ建築することで土砂の流出又は崩壊の対策を講じるとのことでしたので、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。

議案第1号2番につきましては、9月23日に担任委員会で現地調査を行い、申請人の代理人である行政書士から実情を聴取いたしました。農地法の許可を得ないまま長年通路として使用していましたが、改めて当該地を分筆し、この違法転用の状態を是正するための手続きであるとのことを確認いたしました。この件に関しましては申請人から顛末書も提出されておりますことから転用は止むを得ないものと判断いたします。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の伊東繁男委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（伊東繁男推進委員）

議案第1号1番につきましては、9月23日に担任委員会の現地調査に同行したところ、分家住宅建築に伴い開発行為許可申請及び建築確認申請が行われており、周辺地域と調和のとれた土地利用の範囲内であること、並びに周辺農地等への影響は生じないものと判断しましたので、転用については問題ないものと考えます。

議案第1号2番につきましては、9月23日に担任委員会の現地調査に同行したところ、現地は既に自宅敷地に入出入りするための通路として長年使用されておりましたが、顛末書の提出もあることから今回の農地転用は致し方ないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、大久保 昭子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（大久保昭子委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年9月28日提出。

番号1、手倉田字諏訪28番1外8筆、地目は登記現況共に田です。登記面積は、合計6,675㎡、権利種別は、贈与。譲渡人、譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。経営面積は66.6a、世帯員・労力人は3人、後継者に持ち分2分の1の贈与です。

議案第2号1番につきましては、9月23日の担任委員会で、申請書類を審査いたしました。後継者への持ち分2分の1の贈与になりますが、お配りした「農地法第3条の判断基準」でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の伊東繁男委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（伊東繁男推進委員）

議案第2号1番につきましては、9月23日に担任委員会で申請書類を確認いたしました。その結果、許可については適当であると考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。これについて、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

議案第3号「非農地証明願出について」を議題といたします。
それでは、大久保昭子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 3班代表委員（大久保昭子委員）

議案第3号非農地証明願について、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和2年9月28日提出。

番号1、下増田字屋敷177番8、地目は登記田、現況雑種地です。登記面積は、184㎡、願出人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。現地は、東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団移転促進事業として使用することが困難と認められるため、当該証明書の交付願いがあったものです。

議案第3号1番につきましては、9月23日の担任委員会で、現地調査を行い願出人から実情を聴取したところ、現地は東日本大震災における被災地域であり、下増田地区防災集団跡地として順次買取りし整備を進めています。今後農地として使用することが困難と認められるため、非農地証明を交付することは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の伊東繁男委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（伊東繁男推進委員）

議案第3号1番につきましては、9月23日の担任委員会の現地調査に同行し、名取市の担当職員から実情を聴取したところ、現地は東日本大震災によって名取市が下増田地区防災集団跡地として買い上げた農地ではありますが、現地は荒廃地となっていました。今後、名取市で管理することになりますが、農地として使用することはないため、非農地証明することは問題ないと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問ございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり証明書を交付することに決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の6ページをお開きください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて令和2年9月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年9月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件 1,924㎡、更新はありません。合計2件 1,924㎡。

2 利用権を設定する土地

田4筆 1,199㎡、畑1筆 725㎡、合計5筆 1,924㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。所有権移転2件。

② 所有権移転の売買総額。300,000円1件、353,500円1件。

4 公告予定年月日。令和2年9月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書7ページのとおりです。なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号については原案のとおり承認いたします。

《議案第5号 名取市飯野坂東部土地区画整理事業に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「名取市飯野坂東部土地区画整理事業に係る意見について」を議題といたしますが、議案説明のため、説明員につきまして、入室を許可してよろしいでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、説明員の入室を許可いたします。

（説明員入室）

○ 議長（大友正一会長）

それでは、説明をお願いします。

○ 事務局（佐藤主幹）

議案第5号名取市飯野坂東部土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに係る意見について、このことについて令和2年9月14日付けで、名取市飯野坂東部土地区画整理組合設立準備委員会代表から土地区画整理区域において土地区画整理組合を設立することから、農地の取り扱いについて農業委員会の意見を求められているので提案する。

意見を求められている内容について、別紙「名取市飯野坂東部土地区画整理事業事業計画（案）」により、名取市飯野坂東部土地区画整理組合設立準備委員会を代表し、担当者から別紙資料により説明を行った。

○ 議長（大友正一会長）

只今、説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 12番（入間川昭一委員）

名取市飯野坂東部土地区画整理組合設立準備委員会の代表者は誰になるのか。

○ 委員会担当者

代表者は阿部栄一になります。

○ 議長（大友正一会長）

約7町歩の面積に対し、調整池は義務づけられていないのですか。

○ 委員会担当者

調整池については、面積当たり3%の確保が義務付けられています。場所は、1号公園と2号公園が調整池となり面積は5,700㎡となります。

○ 議長（大友正一会長）

他に質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、ここで説明員に退席いただきます。

○ 議長（大友正一会長）

採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地の賃貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（3）農地の賃貸借権解約について、報告事項（4）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（4）までについて承認いたします。

○議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

[名取市功労者の表彰者紹介]

[9月の農業委員会行事日程説明を行った。]

[農業委員会だよりの紹介]

[農業委員・推進委員の募集案内について]

[市町村農業委員会女性委員研修会報告：大久保昭子委員]

○議長（大友正一会長）

それでは、第29回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年10月22日

名取市農業委員会

議 長 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 6番 _____